

日薬情発第 143 号
令和 7 年 12 月 3 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

電子処方箋に関する医薬品等マスタの点検報告および
医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて
(情報提供)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 9 月 29 日付け、日薬情発第 105 号にてお伝えの通り、医薬品等マスタの点検報告が完了していない医療機関・薬局においては、今年末を目途に電子処方箋管理サービスへの接続が停止される予定です。

既に点検報告が完了している薬局において、影響ありませんが、電子処方箋システムの運用開始はしているものの点検報告が完了していない場合は、急ぎご利用のシステムベンダーに相談し、すみやかに対応ください。

また、電子処方箋管理サービスについては、電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を整備することが医療 DX 推進体制整備加算の算定要件となっており、接続停止となった場合は、算定できません。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、点検報告が完了していない薬局に急ぎご対応いただきますよう貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

(参考)

点検報告は医療機関等向け総合ポータルサイトから行えます。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894